



青森県介護福祉士修学資金等 貸付事業の手引き

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
(令和8年2月版)

～ 目次 ～

1. 介護福祉士修学資金等貸付事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
2. 貸付申請から返還免除までのフローチャート・・・・・・・・ p 1 1
3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ・・・・・・・・ p 1 2
4. 貸付後の手続き・・・・・・・・ p 1 3
5. 貸付金の返還・・・・・・・・ p 1 5
6. よくある質問・・・・・・・・ p 2 1
7. 様式と記入例、実施要綱等・・・・・・・・ p 2 7

1.介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

(1) 目的

この事業は、以下の学生に対し修学資金を貸し付ける事業を実施することにより、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

- ①社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という）第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生
- ②法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生

(2) 実施主体

この事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

(3) 貸付対象者

以下のすべての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

- ① 介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（以下「養成施設」という）に在学している方で、養成施設を卒業後、1 年以内に介護福祉士資格または社会福祉士資格を取得し、青森県内において返還免除対象業務（※ 1）に従事する意思のある方
※国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、青森県内に限らず全国の区域とします
- ② 次のアまたはイのいずれかに該当する方で、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方
 - ア) 学業成績等が優秀と認められる方
 - イ) 卒業後、中核的な介護職または福祉職として就労する意欲があり、介護福祉士または社会福祉士（以下「介護福祉士等」という）の資格取得に向けた向学心があると認められる方
- ③ 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用していない方

※ 1

返還免除対象業務とは、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第 11 条に規定する以下の業務のことです

昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務

返還免除対象業務に該当する職種は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) に詳しく掲載されています。なお、該当ページは、以下を検索しても表示されます。

職種	検索ワード
介護福祉士	介護福祉士国家試験 実務経験の範囲
社会福祉士	社会福祉士国家試験 実務経験の範囲

(4) 貸付額及び貸付期間

① 貸付額

養成施設在学期間中に、修学資金を月額 50,000 円以内で貸し付けします。ただし、下記の額を加算することができます。

- ア) 入学準備金：200,000 円以内（初回貸付時のみ）
- イ) 就職準備金：200,000 円以内（最終回貸付時のみ）
- ウ) 国家試験受験対策費用：一年度当たり 40,000 円以内（介護福祉士のみ）
- エ) 生活費加算：

一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額（第Ⅰ類）に相当する額

※加算額は、貸付申請者の貸付申請時の年齢や居住地により異なります。詳しくは県社協へお問い合わせください。

令和 2 年 4 月から開始された高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という)との併用については、次のような取り扱いとなります。

- ①新制度の対象となる場合は、優先して同制度を利用してください。
- ②新制度と本会貸付事業を併用する場合、新制度が優先されることから、授業料等の減免額が確定後、「修学資金」の貸付額を決定します。そのため、通常よりも送金までに時間を要します。
- ③「修学資金及び入学準備金」は、新制度による授業料等の減免額を差し引いた後も自己負担が生じる場合、自己負担額の範囲内かつ本会貸付上限額内で利用できます。
- ④給付型奨学金を利用する場合、「生活費加算」の申請はできません。

介護福祉士修学資金等貸付事業	高等教育の修学支援新制度	
	授業料等減免	給付型奨学金
入学準備金	△（差額支給）	
修学資金	△（差額支給）	
国家試験受験対策費用		○（併用可）
就職準備金		○（併用可）
生活費加算		×（併用不可）

②貸付期間

原則として、養成施設に在学する正規の修学期間とします。

(5) 貸付利子

無利子です。

ただし、最終返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき年3%の延滞利子が発生します。

(6) 連帯保証人

修学資金の貸付を受けるにあたっては、貸付を受けた者と連帯して債務を負担する能力のある連帯保証人が、原則として1人必要です。

貸付申請者の親族等が連帯保証人になる場合で、1人では債務を負担することが難しい時は、債務を負担できる連帯保証人をもう1人立てる必要があります。

※下記に該当する方は原則として連帯保証人になることができません

- ・債務整理中である（自己破産や個人再生等）
- ・住民税非課税世帯である
- ・他の借入金の返済を滞納している
- ・申請日において未成年もしくは75歳以上である
- ・この事業（介護福祉士修学資金等貸付事業）の申込中または借入中あるいは連帯保証人である

(7) 貸付の申請

修学資金の貸付を希望する場合は、所定の期日以内に下記①～③の書類を養成施設あてに提出してください（住民票と課税証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください）。

養成施設は貸付希望者から提出された書類に『推薦状』（様式②）を添えて、県社協へ提出します。

【提出書類】

- ① 介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書（様式①）
- ② 貸付を受けようとする方の世帯全員の住民票 ※マイナンバーの記載が無いもの
- ③ 連帯保証人の課税証明書（市町村役場が発行する証明書）

【その他の提出書類】 ※下記該当者のみ、上記①～③に加えて下記書類を提出します。

対象区分	提出書類
高等教育の修学支援新制度を利用する方	給付型奨学金の証書の写し 授業料等減免の採用決定に係る通知（授業料等減免額が記載された書類）の写し
中高年離職者の方（入学時に45歳以上であって、離職して2年以内の方）	離職証明等、離職状況が確認できる書類

対象区分		提出書類
生活費加算を希望する方	生活保護受給世帯の方 ※ただし、養成施設入学後は生活保護の適用がないこと	下記のいずれか ・生活保護受給証明書の写し ・生活保護変更決定通知書の写し
	市町村民税非課税世帯の方	非課税証明書
	市町村民税減税世帯の方 国民年金掛金の減免世帯の方	減免証明書
	国民健康保険料の減免または徴収猶予世帯の方	減免または猶予証明書

(8) 貸付決定の方法

養成施設から『推薦状』(様式②)を含む申請書類が届いたら、県社協で審査を行い、貸付の可否を決定します。

申込の内容によっては、貸付が不承認となったり、希望する額よりも少ない金額に決定する場合があります。

※生活保護受給世帯の方から申請書類が届いた場合、県社協から福祉事務所に対し『意見書』(様式⑰)の提出を求めます

(9) 貸付方法

貸付が決定した場合は、県社協会長と貸付決定者の間で『借用書』(様式③)により、貸付に係る契約を締結します。

契約締結後に、貸付決定者が有する金融機関の口座へ、貸付金を分割で振り込みます。

①修学資金は初回のみ随時、2回目以降は毎月10日に振り込みます。

(10日が土日、祝日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日)

②入学準備金は、修学資金の初回交付時に合わせて振り込みます。

③就職準備金は、修学資金の最終回交付時に合わせて振り込みます。

④国家試験受験対策費用は、各年度の修学資金の初回交付時に合わせて振り込みます。

(10) 返還の債務の当然免除

修学資金の貸付を受けた方(以下「借受人」という)が、次の①～②のいずれかに該当する場合は、貸付額に係る返還の債務を免除します。

①養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の資格の登録を行い(※2)、青森県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、資格の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間(過疎地域、中山間地域等において返還免除対象業務に従事した場合または中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は3年間)、継続して従事したとき(※3)。

②返還免除対象業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

【当然免除までの流れ】

①に該当する場合：

- ・ 返還免除対象業務に従事している期間（以下「返還免除対象期間」という）、毎年度、県社協宛に『業務従事届』（様式⑦）を提出
- ・ 借受人から提出された『業務従事届』（様式⑦）で、県社協が返還免除対象期間内の業務の従事状況を確認
- ・ 5年間（過疎地域、中山間地域等において従事したときまたは中高年離職者が従事したときは3年間）、継続して業務に従事した借受人宛に、県社協から『返還債務免除申請書』（様式⑫）の様式を送付
- ・ 借受人は『返還債務免除申請書』（様式⑫）に必要事項を記入し、県社協へ返送
- ・ 借受人から提出された『返還債務免除申請書』（様式⑫）等を確認し、県社協が、借受人の返還債務の当然免除を決定
- ・ 県社協から借受人と連帯保証人に免除の決定通知を送付。借受人には、併せて借用書を返却

②に該当する場合：

- ・ 借受人が業務上の事由による死亡、心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事できなくなった場合、県社協宛に『返還債務免除申請書』（様式⑫）を提出
※借受人が亡くなった場合は、連帯保証人または親族が『借受人死亡届』（様式⑪）と、死亡診断書等の根拠書類を併せて提出してください
※心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事できなくなった場合は、医師の診断書等の根拠書類を併せて提出してください
- ・ 県社協が、借受人の返還債務の当然免除を決定し、借受人と連帯保証人に免除の決定通知を送付。借受人には、併せて借用書を返却

※ 2

- ・ 資格登録を行ったが、就職活動中等で返還免除対象業務に就いていない場合は『現況報告書』（様式⑯）を県社協へ提出してください。
- ・ 資格登録をした借受人が、養成施設の卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された場合で、返還免除対象業務に従事する意思があると県社協会長へ申請し、認められた場合は、返還免除対象業務に従事するまでの期間を「卒業した日から1年以内」から「卒業した日から2年以内」に読み替えます。

【資格登録後、返還免除対象業務以外の職種に採用された場合の流れ】

- ・ 返還免除対象業務に従事する意思が無い ⇒ 貸付金を返還することになります。
- ・ 返還免除対象業務に従事する意思がある ⇒ 以下の手続きが必要です。
 - ① 県社協へ『現況報告書』（様式⑯）を提出する
 - ② 養成施設の卒業後2年以内に返還免除対象業務に従事し、速やかに県社協へ『業務従事届』（様式⑦）を提出する

※ 3

返還免除対象業務に従事している期間（以下「返還免除対象期間」という）の考え方

- ・返還免除対象期間は以下のとおり計算します

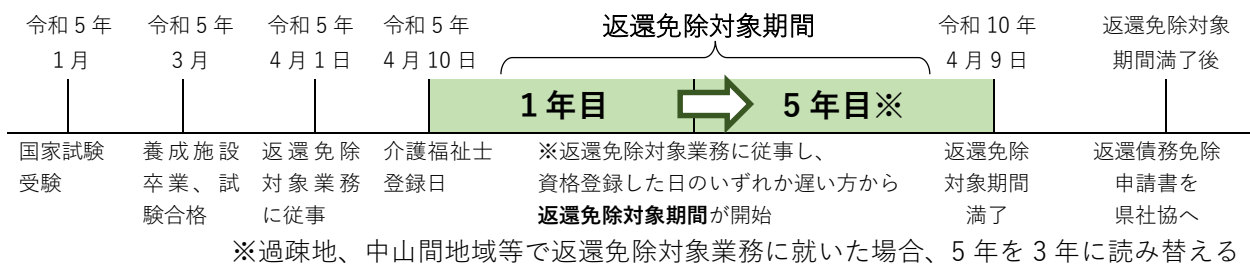
	在職期間	業務に従事した期間
5年	通算 1,825 日以上	900 日以上
3年	通算 1,095 日以上	540 日以上

- ・法人の人事異動等により、貸付を受けた方の意思によらず、県外で返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き従事しているものとして取扱います。
- ・在職期間には、市町村及び有料職業紹介所の登録期間も含まれます。
- ・同時に2以上の市町村において業務に従事した期間は、1の期間として計算し、通算しないものとします

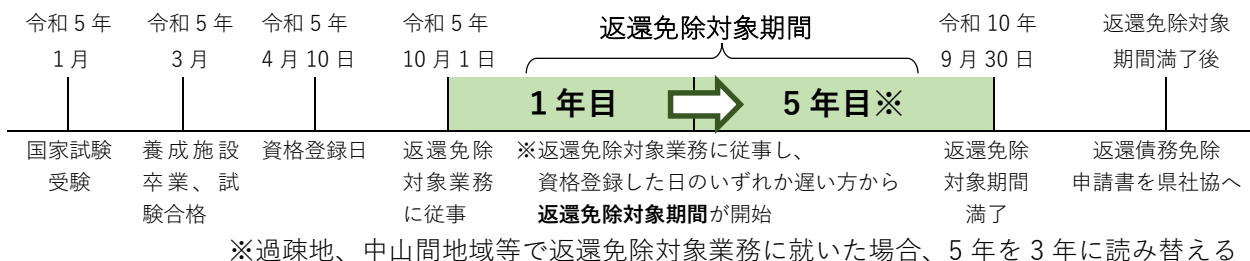
【返還免除対象期間の例】

○介護福祉士、社会福祉士 共通○

(例1) 令和5年3月の養成施設卒業時に国家試験に合格し、同年4月から返還免除対象業務に従事して、資格登録日が同年4月10日の場合



(例2) 令和5年3月の養成施設卒業時に国家試験に合格し、資格登録日が同年4月10日。同年10月1日から返還免除対象業務に従事した場合



(11) 国家試験を受験できなかった場合または合格できなかった場合の手続き

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、または国家試験に合格できなかった場合（※4）で、借受人本人が申請し、県社協会長が本人の申請に基づき「次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある」と認めた場合は、「養成施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えることとします。

国家試験を受験できなかった場合、または合格できなかった場合の流れは、以下のとおりとなります。

【借受人が次回の国家試験を受験し、合格する意思がある場合】

- ①借受人が県社協に『受験予定申出書』（様式⑮）を提出
- ②県社協が受験予定の承認を通知
- ③借受人が次回の国家試験を受験し、合格したら、資格登録証のコピーを県社協へ提出

※合格できずに次回の国家試験を受験する場合は、再度『受験予定申出書』（様式⑮）を県社協へ提出

【借受人が国家試験を受験しない場合】

- ①貸付金は返還となるため、借受人が県社協へ『返還計画書』（様式⑬）を提出
- ②県社協から借受人と連帯保証人へ返還決定通知を送付

※返還に関する手続きの詳細は p 15 「5.貸付金の返還」を参照してください

※ 4

介護福祉士資格の経過措置登録について

平成 29 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに介護福祉士養成施設を卒業した方で、卒業年度に国家試験を受験できなかった、または合格できなかった方は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターあてに、経過措置による介護福祉士の資格登録の申請を必ず行ってください。

【経過措置の概要】

平成 29 年度から令和 8 年度までに介護福祉士養成施設を卒業した方は、介護福祉士国家試験に合格しなくても（不合格または受験できなかった）、試験センターに登録の申請をすることにより、卒業後 5 年の間、介護福祉士の登録を受けることができる特例措置です。

5 年の間は、介護福祉士国家試験に合格した方と同様、介護福祉士ですが、5 年の間に、①または②のいずれかの方法により、有効期限を解除しないと、5 年後に介護福祉士の登録は消除されます。

- ① 5 年の間に、介護福祉士国家試験に合格すること。
- ② 養成施設卒業年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して、5 年間、継続して介護等の業務に従事すること。

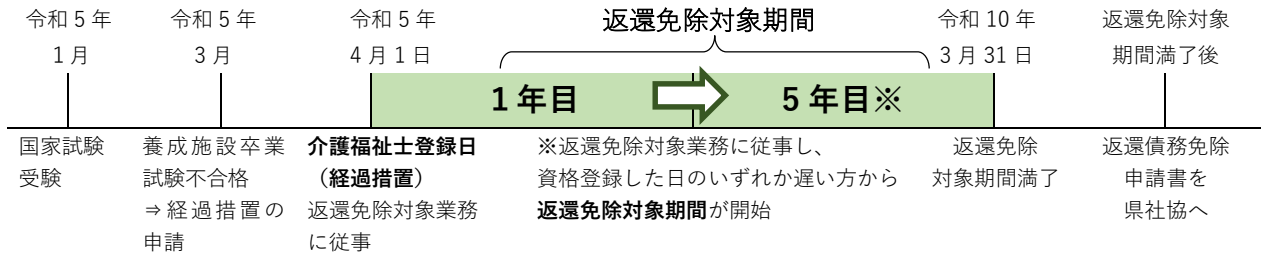
※介護福祉士資格が削除された場合、貸付金は返還となる場合があります。

経過措置による資格登録した方で、5 年間の介護等の業務従事期間中に退職し、再就職するまでに 1 日以上空白期間のある方、または産休・育休等を取得する方は、本会あてにご連絡ください。

【国家試験を受験できなかった場合、または合格できなかった場合の返還免除対象期間の例】

○介護福祉士で経過措置の資格登録をした場合○

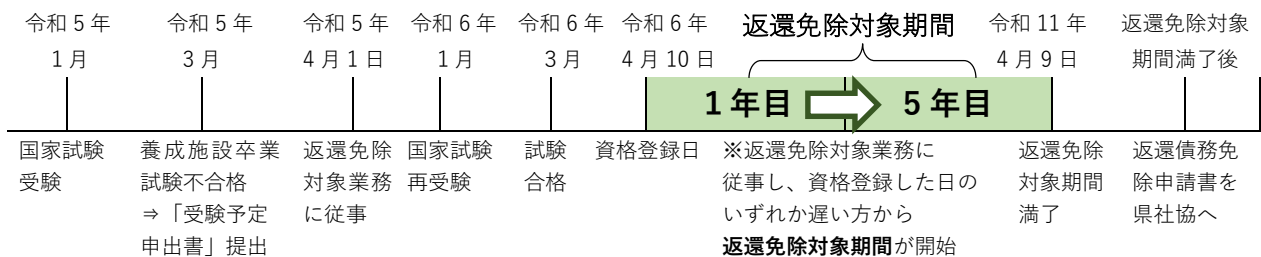
(例) 令和5年3月の養成施設卒業時に国家試験は不合格だが、経過措置の登録申請をして同年4月1日から返還免除対象業務に従事した場合



※過疎地、中山間地域等で返還免除対象業務に就いた場合、5年を3年に読み替える

○社会福祉士の場合、または介護福祉士で経過措置の資格登録をしなかった場合○

(例) 令和5年3月の養成施設卒業時の国家試験は不合格だが、同年4月から返還免除対象業務に従事。令和6年3月に国家試験を合格。資格登録日が同年4月10日の場合



※過疎地、中山間地域等で返還免除対象業務に就いた場合、5年を3年に読み替える

(12) 返還

借受人が、次の①～④のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)は、その事由が発生した日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の2倍の期間内に、月賦または半年賦の均等払方式等により貸付金を返還していただきます。

- ①貸付の目的を達成する見込みがなくなったと県社協会長が認め、貸付契約が解除されたとき。
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に資格登録せず、または青森県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③青森県内において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※返還に関する手続きの詳細は p15 「5.貸付金の返還」 を参照してください

(13) 返還の債務の履行猶予

借受人が次の①～④のいずれかに該当する場合は、その事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予します。

- ①貸付契約を解除された後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
- ②貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき（※5）。
- ③青森県内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

※返還の猶予に関する手続きの詳細は p16「返還の債務の履行猶予」を参照してください

※ 5

返還の債務の履行猶予となる「他種の養成施設等において修学しているとき」は、以下のとおりとします。

- ・介護福祉士養成施設卒業者の場合 ⇒ 社会福祉士養成施設に修学しているとき
- ・社会福祉士養成施設卒業者の場合 ⇒ 介護福祉士養成施設に修学しているとき

(14) 返還の債務の裁量免除

借受人が次のいずれかに該当する場合は、貸付額に係る返還の債務を一部免除します。

該当する事由	免除の範囲
死亡し、または障害により、貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部 ※既に返還を受けた金額を除く
長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
青森県内において貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき	

※返還の債務の裁量免除に関する手続きの詳細は p18「返還の債務の裁量免除」を参照してください

(15) 届出の義務について

借受人は、返還免除対象期間中に毎年度1回、『業務従事届』(様式⑦)を県社協に提出し、返還免除対象業務に従事していることを証明する必要があります。

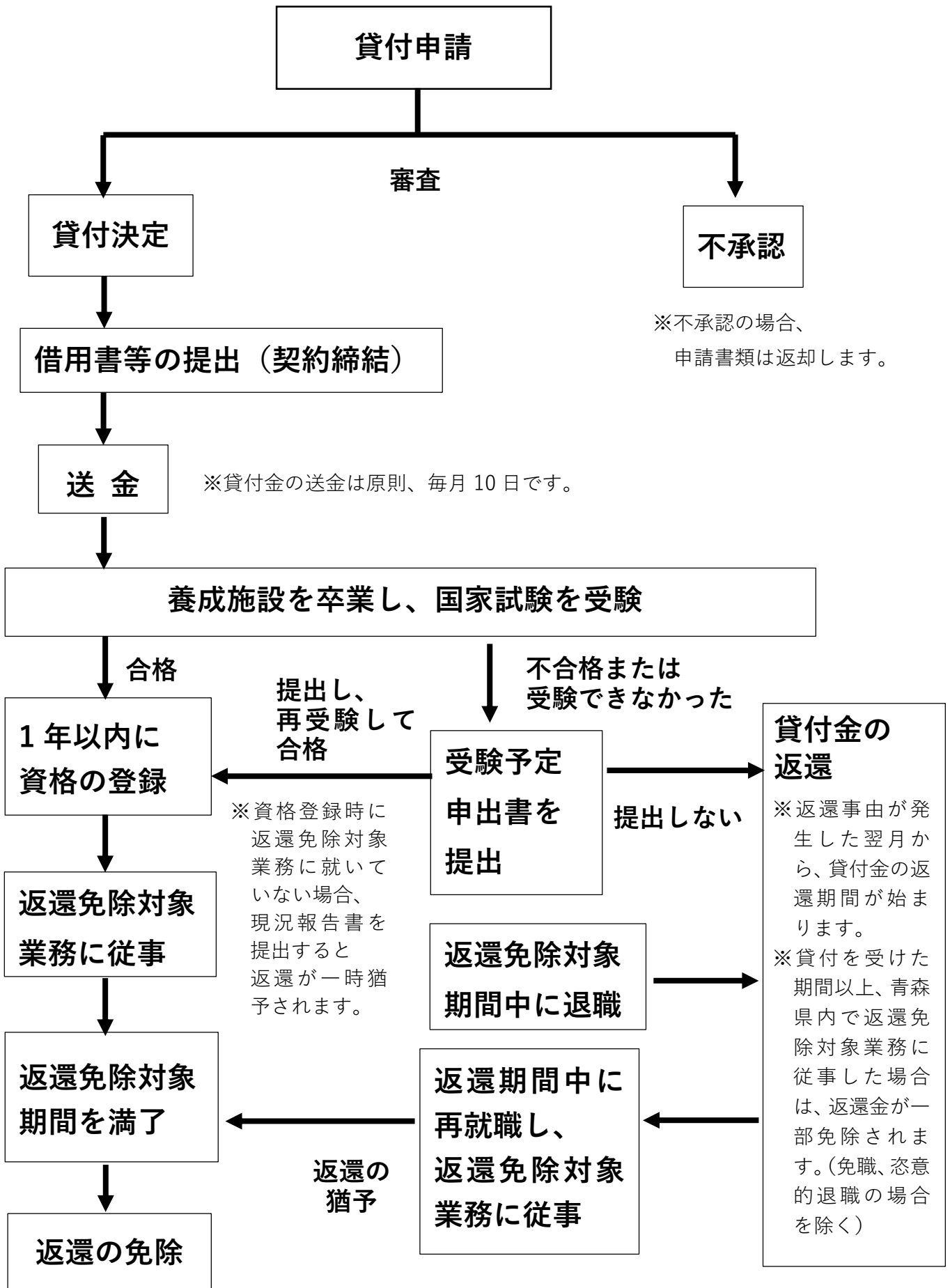
なお、期限までに『業務従事届』(様式⑦)の提出がない場合は、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、貸付金の返還を求めます。

また、借受人に下記の事由が発生した場合、借受人または連帯保証人(以下「借受人等」という)は、速やかに県社協に各種書類を届け出てください。

書類の名称	届出の事由
介護福祉士修学資金等貸付金 記載事項変更届(様式⑥)	・借受人等の住所、氏名、電話番号に変更があった場合 ・転職、異動により借受人等の勤務先が変わった場合 ※借受人の勤務先が変わった場合は、新しい勤務先の『業務従事届』(様式⑦)も添付
介護福祉士修学資金等貸付金 退職届(様式⑧)	・借受人が勤務先を退職した場合
介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務履行猶予申請書 (様式⑨)	・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、返還免除対象業務に従事することを一時中断する場合 ・返還期間中に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、貸付金の返還が一時的に困難になった場合
介護福祉士修学資金等貸付金 連帯保証人変更届(様式⑩)	・連帯保証人を変更する場合
介護福祉士修学資金等貸付金 借受人死亡届(様式⑪)	・借受人が亡くなった場合(連帯保証人または親族が申請) ※借受人が亡くなったことを証明する書類(死亡診断書等)を添付

※各種の届出については、p13「4.貸付後の手続き」を参照してください。

2. 貸付申請から返還免除までのフローチャート



3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ

(1) 貸付申請

養成施設に入学した年度内に、養成施設に以下の書類を提出

- ・ 介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書（様式①）
- ・ 貸し付けを受けようとする方の世帯全員の住民票
※3か月以内に発行されたものでマイナンバーの記載の無いもの
- ・ 連帯保証人の課税証明書（市町村役場が発行する証明書）
※3か月以内に発行されたもの

養成施設は、『推薦状』（様式②）を作成し、申請書類と取りまとめます。

（原則、2年次以降に貸付を申請することはできません）



(2) 審査及び貸付決定

養成施設は、取りまとめた申請書類等を県社協へ送付

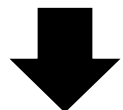
県社協で貸付の可否を審査、決定し、貸付申請者に通知



(3) 契約

貸付決定者は、以下の書類を県社協に提出

- ・ 介護福祉士修学資金等貸付金 借用書（様式③）※借入額に応じた収入印紙の貼付が必要
- ・ 介護福祉士修学資金等貸付金 振込口座申請書（様式④）
- ・ 振込口座の通帳の写し ※口座番号、口座名義、銀行名、支店名が分かるもの
- ・ 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人） ※3か月以内に発行されたもの



(4) 貸付金の交付

県社協から借受人の指定口座に、毎月10日（10日が土日、祝日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日）に貸付金を交付

※入学準備金は修学資金の初回交付時に、就職準備金は修学資金の最終交付時に合わせて振り込みます

※国家試験受験対策費用は、各年度の修学資金の初回交付時に合わせて振り込みます

4. 貸付後の手続き

貸付後は、以下の報告・届出を行ってください。

なお、『業務従事届』（様式⑦）については、毎年3月末に県社協から様式を送付しますので、必要事項を記入のうえ5月31日までに必ず提出してください。

その他の各種届出については、その事由が発生した時点で速やかに県社協に連絡してください。必要な手続き等についてお知らせします。

各種届出が無い場合、借用書の誓約事項に反したとして、貸付金を返還いただきます。

- (1) 養成施設を卒業した年度に国家試験（以下「試験」という）に合格し、資格を取得したとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 業務従事届（様式⑦）	就労先の記入、押印が必要
資格登録証のコピー	
養成施設の卒業証明書のコピー	

※介護福祉士の経過措置登録をした場合も上記の書類を提出してください

- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事情等により試験を受験できなかった、または受験したが合格できなかった場合

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 受験予定申出書（様式⑮）	

- (3) 養成施設の卒業後1年以内に資格を取得したが、返還免除対象業務に従事していない場合で、今後、返還免除対象業務に従事する意思がある場合

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 現況報告書（様式⑯）	
資格登録証のコピー	
採用通知や雇用契約書等 （勤務先、勤務期間等が分かる書類）	返還免除対象業務以外の職種に採用された場合のみ必要

- (4) 返還免除対象期間中、毎年度1回（提出期間：4月1日から5月31日まで）

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 業務従事届（様式⑦）	就労先の記入、押印が必要

- (5) 返還免除対象業務に5年間（過疎地域・中山間地域等において従事した場合または中高年離職者が従事した場合は3年間）従事し、返還免除対象期間が満了したとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等 返還債務免除申請書（様式⑫）	

※県社協で内容を確認し、返還債務の免除が決定したら借用書を返却します。

(6) 災害、疾病、負傷等により休業したとき（産休・育休を含む）

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務履行猶予申請書（様式⑨）	休業期間が明記された書類（休暇簿、診断書の コピー等の添付が必要）

(7) 退職し、その翌月末までに再就職したとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 業務従事届（様式⑦）	再就職先の記入、押印が必要
介護福祉士修学資金等貸付金 退職届（様式⑧）	退職した職場の記入、押印が必要
介護福祉士修学資金等貸付金 記載事項変更届（様式⑥）	

(8) 退職したが、その翌月末までに再就職しなかったとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 退職届（様式⑧）	退職した職場の記入、押印が必要
介護福祉士修学資金等貸付金 返還計画書（様式⑬）	

※返還の流れについては、p15「5. 貸付金の返還」を参照してください。

(9) 借受人または連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があるとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 記載事項変更届（様式⑥）	
住民票 ※住所変更時のみ	発行から3か月以内のもの マイナンバーの記載の無いもの
戸籍抄本 ※氏名変更時のみ	〃

(10) 連帯保証人を変更するとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 連帯保証人変更届（様式⑩）	
新たな連帯保証人の課税証明書	市町村役場が発行する証明書 発行から3か月以内のもの
新たな連帯保証人の印鑑登録証明書	〃

(11) 借受人が死亡したとき

提出書類	備考
介護福祉士修学資金等貸付金 借受人死亡届（様式⑪）	借受人の死亡を証明する書類（死亡診断書、戸籍謄本 （抄本）、住民票の除票等）の添付が必要

5. 貸付金の返還

貸付後、返還債務の当然免除となる前に下記①～④のいずれかに該当した場合は、貸付金を返還していただきますので、速やかに手続きをしてください。

なお、借受人が何らかの理由により返還できない場合は、連帯保証人に返還の債務を負担していただきます。

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等として登録せず、または青森県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③青森県内において、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

【貸付金の返還の流れ】

(1) 返還の申請

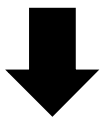
県社協へ以下の書類を提出してください。

- ・介護福祉士修学資金等貸付金 返還計画書（様式⑬）
- ・介護福祉士修学資金等貸付金 退職届（様式⑧） ※退職した場合のみ

※返還となる事由が発生した日の翌月から返還義務が生じます。

返還事由が発生した旨の申し出や書類の提出が遅れると、返還期限までの期間が短くなったり、延滞利子が発生する場合があります。

速やかに手続きを行ってください。

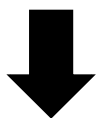


(2) 返還開始

県社協から借受人と連帯保証人に、返還決定通知を送付します。

借受人等は返還決定通知に記載された指定口座へ、規定の返還期間内に、決定した返還方法にて貸付金を返還してください。

なお、返還期限を過ぎると、返還が遅れた日数に応じて、返還金に年利3%の延滞利子が発生します。



(3) 返還完了

返還完了となった場合、県社協からその旨を借受人と連帯保証人に通知し、借用書を返却します。

●返還の債務の履行猶予●

下記の①～④のいずれかに該当する場合、借受人は、その事由が継続している期間、貸付金にかかる返還の債務の猶予を受けることができます。返還の債務の履行猶予を希望する場合は、借受人は県社協へ『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）を提出する必要があります。

返還の債務の履行猶予に該当する事由

【当然猶予】

- ①貸付契約を解除後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
⇒養成施設に在学している期間は返還を猶予します。養成施設を卒業後、県社協から借受人に返還を求めます。
- ②貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き他種の養成施設等において修学しているとき。
⇒「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設となります。
他種の養成施設等に在学している期間は返還を猶予します。他種の養成施設等を卒業後に資格登録し、返還免除対象業務に従事した時点から返還免除対象期間が始まります。

【裁量猶予】

- ③青森県内において、返還免除対象業務に従事しているとき。
⇒一度返還の対象になっても、返還期間中に青森県内で返還免除対象業務に再度従事した場合、従事している間は返還を猶予します。通算で5年間（過疎地域・中山間地域等において従事した場合または中高年離職者が従事した場合は3年間）返還免除対象業務に従事すると、返還期限の到来していない債務については、返還が免除となります。
- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
⇒借受人に災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が発生している期間は返還を猶予し、その事由が解消された後で、県社協から借受人に返還を求めます。
(産休・育休で休業している期間もこの事由に該当します)

【返還の債務の履行猶予に必要な書類】

『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）を提出する際は、該当する事由に応じて下記の書類を添付してください。

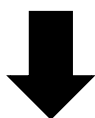
該当する事由	添付が必要な資料
当然猶予①	養成施設の在学証明書
当然猶予②	養成施設の在学証明書
裁量猶予③	介護福祉士修学資金等貸付金 業務従事届（様式⑦）
裁量猶予④	災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由を証明する書類

【返還の債務の履行猶予の流れ】

(1) 返還の債務の履行猶予の申請

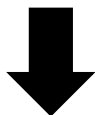
県社協へ『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）と、該当する事由に応じた書類を添付して提出してください。

※返還の債務の履行猶予に該当する事由が発生した時点で、速やかに手続きを行ってください。



(2) 返還の債務の履行猶予の決定

県社協から借受人等へ、債務の債務の履行猶予の決定通知を送付します。



(3) 返還の債務の履行猶予の解除 ※該当する事由が①②④の場合

借受人等は、債務の履行猶予の条件となる事由が解消されたら、速やかに県社協まで連絡してください。

●返還の債務の裁量免除●

借受人が下記①～③のいずれかに該当する場合は、借受人等が県社協に申し出ること、貸付金の返還の債務が、下表に定める範囲内で免除されます。

ただし、下記①または②の事由については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用されます。

また、借受人本人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合等については、返還の債務の裁量免除は適用されません。

【裁量免除に該当する事由と免除の範囲】

	該当する事由	免除の範囲
①	死亡し、または障害により、貸付を受けた金額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部 ※既に返還を受けた金額を除く
②	長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
③	青森県内において貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき	

【裁量免除される返還の債務の額の計算方法】

借受人が青森県内で返還免除対象業務に従事した期間（日数）を、貸付期間（1年を180日として換算し、この期間が2年に満たない場合は360日とする）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。※中高年離職者の場合は2分の3に相当する期間で除した数値とします

計算式：

$$\text{裁量免除される額} = \text{返還債務額} \times \frac{\text{業務に従事した日数}}{\text{貸付期間} \times 5/2}$$

（例）1,640,000円借入後、養成施設に2年間在学し、卒業後に青森県内で360日、返還免除対象業務に従事した場合

$$1,640,000 \text{円} \times \frac{360 \text{日}}{360 \text{日} \times 5/2} = \underline{\underline{656,000 \text{円} \text{（裁量免除額）}}}$$

※返還免除対象業務に従事した日数は、出勤簿やタイムカードの写し等から計算しますので、裁量免除を申請する際は『返還債務免除申請書』（様式⑫）に添付し提出してください。

【返還の債務の裁量免除の流れ】

(1) 返還の債務の裁量免除の申し出

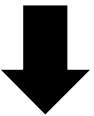
借受人等は、返還債務の裁量免除に該当する事由が発生した場合、県社協に電話等で連絡する。



(2) 返還の債務の裁量免除の決定

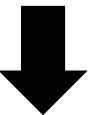
県社協は借受人が該当する事由によって、借受人等に『返還債務免除申請書』（様式⑫）及び必要な書類の提出を求める。

※返還免除対象業務に貸付を受けた期間以上従事したことで裁量免除を求める場合は、就労した日数が確認できる書類（出勤簿やタイムカードの写し等）を添付してください。



(3) 返還債務の裁量免除額の決定

県社協は、借受人等から提出された書類をもとに裁量免除額を決定し、借受人等に通知する。



※決定した裁量免除額が貸付額と同額でなく、一部だった場合

(4) 返還の申請

裁量免除額が貸付額の一部だった場合は、借受人等は貸付残額に関する『返還計画書』（様式⑬）を県社協へ提出する。

※以降の返還に関する手続きの流れは p15 「貸付金の返還の流れ」を参照してください。

●延滞利子●

借受人等が、正当な理由がなく返還計画表に記載された返還期限までに貸付金を返還しなかった場合、返還が遅れた日数に応じて、年利 3% の延滞利子が発生します。

延滞利子は、返還期限を超えた返還金が納入されたときに、県社協が貸付金と延滞日数に応じた延滞利子を計算し、1,000 円以上の場合は借受人等に対して請求します。なお、延滞利子の金額が 1,000 円未満の場合は、県社協は借受人等への請求を免除します。

延滞利子の計算方法は以下のとおりです。

【延滞利子の計算方法】

返還期限の翌日から返還金の納入された日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3% の割合で計算します。

計算式：

$$\begin{aligned} & \text{返還すべき額} \times 0.03 \times \text{「返還すべき日の翌日から返還の日までの日数」} \times 1/365 \\ & = \text{延滞利子額 (計算した額に 1,000 円未満の端数が出たときは切り捨て)} \end{aligned}$$

(例) 最終返還期限が令和 4 年 1 月 31 日だったが、滞納し、50,000 円を令和 4 年 10 月 8 日に納入した。

・ 返還すべき額：50,000 円

・ 返還すべき日の翌日から返還の日まで (2 月 1 日から 10 月 8 日まで) の日数：250 日

$$\begin{aligned} & 50,000 \text{ 円} \times 0.03 \times 250 \text{ 日} \times 1/365 \\ & = 1,027.39\dots \quad \text{※1,000 円未満の端数切り捨て} \\ & \Rightarrow \underline{\underline{1,000 \text{ 円 (延滞利子額)}}} \end{aligned}$$

6. よくある質問

1. 養成施設に入学する前や、2年次以降に貸し付けを申し込むことはできますか。

貸付の申請は、入学してから養成施設を通して行ってください。申請は原則、1年次のみ可能となっています。

なお、生活費加算の貸付を希望する方は、入学前に本会にご相談ください。

2. 働きながら通信課程で社会福祉士の資格を取りたいと考えていますが、貸し付けを申し込むことはできますか。

申込可能です。

ただし、卒業後も引き続き同じ施設・事業所で働く場合、就職準備金は貸付対象になりません。

3. 日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用する予定ですが、修学資金の貸付を申し込むことはできますか。

日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の教育ローン等からの借入と、修学資金の併用は原則不可としていますが、真にやむを得ない世帯（生活保護世帯やそれに準じる世帯）についてはこの限りではありませんので、貸付を申請する前に本会にご相談ください。

4. ひとり親世帯でも貸し付けを申し込むことはできますか。

申込可能です。

ただし、生活福祉資金（教育支援金）や母子父子寡婦福祉資金との併用はできませんので、ご注意ください。

5. 修学資金の月額が50,000円上限となっていますが、限度額で申し込んでもいいですか。

貸付月額に限らず、本修学資金は上限額を限度として必要な金額を申し込み可能です。

なお、修学に結びつかない経費や生活費は対象となりません。

この修学資金は給付金でなく、貸付金であることを踏まえて、連帯保証人と養成施設の担当者等と相談した上で、修学に係る真に必要な金額をお申込みください。

6. 入学準備金と就職準備金だけの貸し付けを申し込んでもいいですか。

入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用、生活費加算は、あくまでも月額50,000円以内の修学資金に加算することができるものであり、これらのみの貸付はできません。

7. 貸付を申し込むときに、連帯保証人の課税証明書の代わりに、源泉徴収票や給料明細のコピーを提出してもよいですか。

源泉徴収票や給与明細のコピーは受付できません。

市町村役場が発行した課税証明書（発行日から3か月以内）の写しを提出してください。

8. 入学金や授業料等を学校に支払わなくてはならないのですが、貸付を申し込んだら、いつ送金されますか。

貸付決定後に送付する借用書等を受領してから送金手続きに入ります。詳細はp12「3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ」をご確認ください。

9. 家庭の事情により、年度途中から高等教育の修学支援新制度を利用することになりました。何か手続きは必要ですか。

授業料等減免の対象となった場合、減免後も自己負担が生じる場合に限り、減免額を差し引いた額の貸付が可能です。詳細はp2を参照してください。

なお、修学資金の貸付金額が変更になる可能性がありますので、本会に必ずご連絡ください。

10. 諸事情により退学したので貸付金を返還しましたが、どうしても資格を取りたいので再度、養成施設への入学を検討しています。再度、貸付申請することはできますか。

退学した後に再び養成施設に入学することになった場合、原則として、再度貸付を申し込むことはできません。

11. 介護福祉士課程を専攻し、貸付を利用していましたが、在学中に専攻課程を変更して他種の資格の取得を目指すことにしました。どのような手続きを取ればいいですか。

送金を停止し、既に送金された金額については全額返還となります。ただちに『貸付契約の解除・休止届』（様式⑤）と『返還計画書』（様式③）を提出してください。

ただし、貸付決定時に在学していた養成施設に在学している間は、返還を猶予することができます。

返還猶予を希望する場合は、在学期間中に毎年、『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）と在学証明書を提出してください。

なお、返還猶予となった場合は、養成施設卒業後に返還開始となります。

12. 養成施設を休学・停学した場合はどうなりますか。

ただちに『貸付契約の解除・休止届』(様式⑤)と休学・停学を証明する書類を提出してください。

なお、休学・停学期間中の貸付金の送金は停止となります。

復学した際は『貸付契約の解除・休止届』(様式⑤)と復学証明書を提出してください。

13. 養成施設を退学しました。どのような手続きを取ればいいですか。

ただちに修学資金の送金を停止し、既に送金された貸付金全額を返還する手続きが必要です。

『貸付契約の解除・休止届』(様式⑤)と『返還計画書』(様式⑬)、退学年月日が記載された証明書を提出してください。

返還の流れについては、p15「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

14. 学業不振により、留年することになりました。どのような手続きを取ればいいですか。

病気等、真にやむを得ない事情によって留年した場合は、その期間も貸付を行うことができますが、この事由によらない場合は貸付契約を解除し、在学期間中は返還債務の履行猶予となります。在学中に『貸付契約の解除・休止届』(様式⑤)と『返還計画書』(様式⑬)、『返還債務履行猶予申請書(様式⑨)』と留年する年度の在学証明書を提出してください。卒業後に、既に送金された貸付金は全額返還となります。返還の流れについては、p15「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

15. 介護福祉士の修学資金を借りましたが、介護福祉士養成施設を卒業後、社会福祉士養成施設へ入学し、社会福祉士の資格を取りたいと考えています。

どのような手続きを取ればいいですか。

他種の養成施設等へ入学したことが分かる書類と『返還債務履行猶予申請書』(様式⑨)を提出してください。在学期間中は返還が猶予されます。

なお、卒業後は、介護福祉士の資格を登録し、所定の期間、介護福祉士の返還免除対象業務に従事することで返還が免除されます。

16. 在学中は学校の寮に入っていました。卒業に伴い実家に戻る予定です。

住民票は実家から移していないので、転居の届出はしなくてもよいですか。

住民票の移動の有無に関わらず、借受人、連帯保証人ともに届け出た居住地に変更のある場合は必ず『記載事項変更届』(様式⑥)を提出してください。

17. 養成施設を卒業し、試験も合格しましたが、5月末までに提出するのは業務従事届のみでいいですか。

試験に合格した場合、速やかに資格登録証の申請を行い、届いた資格登録証のコピーを『業務従事届』（様式⑦）と一緒に提出してください。合格証書や合格通知のコピーは受付できません。

また、住所や就労先、連帯保証人の状況等に変更のある場合も、別途各種届出を提出してください。詳細は p13「4. 貸付後の手続き」をご確認ください。

なお、既に資格登録証のコピーを提出したことがある方については、2回目以降のコピーの提出は不要です。

18. 養成施設を卒業する時に介護福祉士の国家試験を受験しましたが、不合格でした。資格登録はしていませんが、現在に至るまで1年間、介護職員として就労しています。この1年間は返還免除対象期間にカウントされますか。

介護福祉士の場合、養成施設を卒業後、やむを得ない事情で国家試験を受験できなかった場合または合格できなかった場合、経過措置の登録手続きを行った上で所定の期間、返還免除対象業務に従事すると返還が免除となります。

ただし、経過措置の登録をせずに返還免除対象業務に従事した場合は、返還免除対象期間にカウントされません。詳細は p8 を参照してください。

経過措置の登録を行わず、『受験予定申出書』（様式⑮）の提出もしていない場合は、返還免除対象業務に従事していても貸付金が返還になる場合がありますので、経過措置の登録に必要な手続きを行ってください。

19. 卒業後、介護福祉士の資格登録をしましたが、まだ返還免除対象業務に就いていない場合はどうなりますか。

資格登録を行ったが、就職活動中等で返還免除対象業務に就いていない場合は『現況報告書』（様式⑯）を県社協へ提出してください。

なお、卒業日の属する月の翌月から1年以内に返還免除対象業務に就いていない場合、貸付金は返還となります。

返還の流れについては、p15「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

20. 雇用形態がパートやアルバイトでも返還免除対象となりますか。

パートやアルバイトでも対象となりますが、返還免除となるためには、資格登録後に在職期間が通算1,825日以上、返還免除対象業務に従事した期間が900日以上必要です。

詳細は p6「※3」を参照してください。

21. 貸付を利用して以降、同じ事業所で就労を継続しています。就労先が変わっていないので、2年目以降の業務従事届は提出しなくてもいいでしょうか。

貸付後は、返還免除となるまで毎年1回、必ず『業務従事届』（様式⑦）を提出していただきます。就労先に変更が無い場合でも、提出を省略することはできません。

また、就労先や契約時の住所、氏名、連絡先等が変更となった場合も、都度、届出が必要です。各種届出については、p13「4. 貸付後の手続き」を参照してください。

なお、期限までに業務従事届等の書類の提出がない場合、返還免除対象業務に従事していることが確認できないため、貸付金を返還いただく場合があります。

22. 転居しましたが、住民票は移さず郵便の転送手続きをしました。この場合は転居の届出はしなくてもよいですか。

住民票の移動や郵便物の転送の有無に関わらず、借受人、連帯保証人ともに届け出た居住地に変更のある場合は必ず『記載事項変更届』（様式⑥）及び住民票を提出してください。

23. 就労先の施設を退職して、別の施設で働くことにしましたが返還免除の条件である「5年間」とは連続して5年ですか。それとも通算5年ですか。

原則として、連続して5年間就労している必要があります。

ただし、退職等の事由が生じた日の属する月の翌月から返還期間が開始されますので、離職期間は1か月を限度とします。

例えば、退職した翌月に新たな事業所、施設等に就職した場合は通算5年間のカウントに含まれますが、退職月の翌月までに再就職しなかった場合は返還の手続きへ移行します。

24. 過疎地域または中山間地域等で返還免除対象業務に従事した場合、3年間就労を継続すると返還債務が免除になる、とありますが、青森県内で該当する地域はどこですか。

青森県全域が中山間地域等（豪雪地帯及び特別豪雪地帯）に該当するため、資格取得後に県内で返還免除対象業務に就き、3年間、県内で就労を継続すると返還債務が免除となります。

※令和5年4月以降、新たに返還免除対象業務に従事した場合のみ適用

25. 法人内の人事異動により、県外の事業所で就労することになりました。この場合の手続きはどうなりますか。

人事異動等により県外で返還免除対象業務に就いた場合、その期間も返還免除対象期間にカウントします。※自己都合により県外で働くことになった場合は返還になります

県外の事業所等で就労することになった場合、就労先の変更となるので、『記載事項変更届』（様式⑥）と『業務従事届』（様式⑦）、住民票（転居を伴う場合のみ）を提出してください。

26. 返還免除対象業務に従事していましたが、心身の故障により退職することになった場合の手続きはどうなりますか。

業務上の事由により借受人が死亡、または業務に起因する心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなった場合は、返還が免除されます。『返還債務免除申請書』（様式⑫）とその理由を証明する書類を提出してください。ただし、業務外の事由による死亡や心身の故障の場合は、貸付金は返還となります。

詳細な手続きは p 15 「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

27. 結婚して、県外へ転出することになりました。
現在の勤め先の事業所は退職しますが、県外でも介護の仕事に就く予定です。
この場合は返還免除対象期間にカウントできますか。

県内で返還免除対象業務に従事する方を対象とした貸付のため、自己都合により県外で就労する場合、貸付金は返還となります。

返還の流れについては、p 15 「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

28. 出産・育児のため休業することになりました。何か手続きは必要ですか。

『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）と、産休・育休による休業期間が証明できる書類を提出してください。

災害や疾病、負傷等による休業の場合も『返還債務履行猶予申請書』（様式⑨）と、休業理由と休業期間が明記された書類（医師の診断書等）を提出してください。

上記理由による休業の場合は引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなし返還にはなりません。が、休業期間中は返還免除対象期間にカウントされません。

29. 連帯保証人が勤務先を離職し、収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。

速やかに連帯保証人の変更手続きを取る必要があります。

『連帯保証人変更届』（様式⑩）と、新たに連帯保証人となる方の課税証明書、印鑑登録証明書を提出してください。

7. 様式と記入例、実施要綱等

様式番号	様式名	様式 ページ	記入例 ページ
様式 ①	介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書	28	30
様式 ②	介護福祉士修学資金等貸付金 推薦状	32	33
様式 ③	介護福祉士修学資金等貸付金 借用書	34	35
様式 ④	介護福祉士修学資金等貸付金 振込口座申請（変更）書	36	37
様式 ⑤	介護福祉士修学資金等貸付金 貸付契約の解除・休止届	38	39
様式 ⑥	介護福祉士修学資金等貸付金 記載事項変更届	40	41
様式 ⑦	介護福祉士修学資金等貸付金 業務従事届	42	43
様式 ⑧	介護福祉士修学資金等貸付金 退職届	44	45
様式 ⑨	介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務履行猶予申請書	46	47
様式 ⑩	介護福祉士修学資金等貸付金 連帯保証人変更願	48	49
様式 ⑪	介護福祉士修学資金等貸付金 借受人死亡届	50	51
様式 ⑫	介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務免除申請書	52	53
様式 ⑬	介護福祉士修学資金等貸付金 返還計画書	54	55
様式 ⑭	介護福祉士修学資金等貸付金 返還方法変更届	56	57
様式 ⑮	介護福祉士修学資金等貸付金 受験予定申出書	58	59
様式 ⑯	介護福祉士修学資金等貸付金 現況報告書	60	61
様式 ⑰	介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申込者に係る自立助長の効果に関する意見書	62	63

実施要綱等	ページ
青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱	64
青森県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領	72

介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

介護福祉士修学資金等貸付金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することについて同意します。

養成施設名 及び 学科名		貸付希望 種別 ※該当する ものに☑	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士	コース ※該当する ものに☑	<input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 通学
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (月)				
氏名	(フリガナ)				
生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女		
現住所	〒 - 自宅電話 () 携帯電話 ()				
住民票の住所 ※上記現住所と異なる 場合のみ記入	〒 - (住民票を異動していない理由)				
借入希望期間 及び金額	1. 借入希望期間 年 月 から 年 月 まで (月) 2. 借入希望金額 ①修学資金 円 = 月額 円 × 月 ※月額 50,000円 以内 ②入学準備金 円 ※入学時のみ 200,000円以内 ③国家試験受験対策費用 円 = 年額 円 × 回 ※1年度あたり 40,000円 以内 ④就職準備金 円 ※卒業時のみ 200,000円以内 ⑤生活費加算 円 = 月額 円 × 月 ※ 1年間の専門課程に在学する場合は、②入学準備金又は④就職準備金のいずれかを加算します。 ※ ③国家試験受験対策費用は、介護福祉士修学資金のみ加算できます。 ※ ④就職準備金は、卒業後すぐに就職する予定の方のみ加算します。 ※ ⑤生活費加算は生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況の世帯の方のみ対象です。 希望額 ①+②+③+④+⑤ = 合計 円				
他の修学資金等の 貸付の有無 ※該当する ものに☑	<input type="checkbox"/> あり(申請中含む) <input type="checkbox"/> なし		卒業後の希望就職先 (施設の種別等)		
	<input checked="" type="checkbox"/> ありの場合 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金) <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 (貸与型 ・ 給付型) を (利用中 ・ 申請中 ・ 申請予定) <input type="checkbox"/> 授業料等減免制度 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> その他(名称)		(第一希望)		
			(第二希望)		

※裏面あり

申請者以外の 家族の状況 ※申請者と同一生計 の家族	氏名	年齢	続柄	勤務先／学校名等	前年の年収(税込)	
連帯保証人①の 状況	(フリガナ)			生年月日	年 月 日 (歳)	
	氏名			申請者からみた続柄		
	〒 ー					
				自宅電話	()	
				携帯電話	()	
	勤務先等	(名称)				
		(所在地)				
電話番号 ()						
(雇用形態) 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他						
(職種)		(年収)			円	
連帯保証人②の 状況 ※連帯保証人①が 連帯して債務を負 担することが難しい 場合のみ	(フリガナ)			生年月日	年 月 日 (歳)	
	氏名			申請者からみた続柄		
	〒 ー					
				自宅電話	()	
				携帯電話	()	
	勤務先等	(名称)				
		(所在地)				
電話番号 ()						
(雇用形態) 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他						
(職種)		(年収)			円	
添付書類 ※養成施設に提出す る前に☑してください	介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書(様式①)				<input type="checkbox"/>	
	申請者の世帯全員の住民票 (市町村役場から3か月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載の無いもの)				<input type="checkbox"/>	
	連帯保証人の課税証明書(市町村役場から3か月以内に発行されたもの)				<input type="checkbox"/>	
	給付型奨学金の証書の写し、又は授業料等減免額が記載された書類等の写し ※該当者(高等教育の修学支援新制度を利用する方)のみ				<input type="checkbox"/>	
	離職証明等、離職状況が確認できる書類 ※該当者(入学時に45歳以上であり、離職して2年以内の中・高年離職者の方)のみ				<input type="checkbox"/>	

介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書

この書類を記入した日付を書いてください 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

介護福祉士修学資金等貸付金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。
また、記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することについて同意します。

養成施設名 及び 学科名	青森福祉学院短期大学 介護福祉科	貸付希望 種別 ※該当する ものに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士	コース ※該当する ものに☑	<input type="checkbox"/> 通信 <input checked="" type="checkbox"/> 通学
在学期間	令和〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇年 〇月 〇日 (〇〇 か月)				
氏名	(フリガナ) フクシ タロウ				
	福祉 太郎				
生年月日	平成〇〇年 〇月 〇日 (〇〇 歳)	性別	(男) ・ 女		
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇				
	青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号 自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇				
住民票の住所 ※上記現住所と異なる 場合のみ記入	〒●●●● - ●●●●●● (住民票を異動していない理由)				
	八戸市△町●丁目●-● 卒業後は実家に戻るため				
	1. 借入希望期間 令和〇年 〇月 から 令和〇年 〇月 まで (24 か月間)				
借入希望期間 及び金額	在学期間のうち、借入を希望する期間 を書いてください				
	①修学資金	50,000	円	= 月額	50,000 円 × 24 か月
		※月額 50,000円 以内			
	②入学準備金	200,000	円	※入学時のみ 200,000円以内	
	③国家試験受験対策費用	80,000	円	= 年額	40,000 円 × 2 回
		※1年度あたり 40,000円 以内			
④就職準備金	200,000	円	※卒業時のみ 200,000円以内		
⑤生活費加算		円	= 月額	円 × 〇 か月	
※ 1年間の専門課程に在学する場合は、②入学準備金又は④就職準備金のいずれかを加算します。 ※ ③国家試験受験対策費用は、介護福祉士修学資金のみ加算できます。 ※ ④就職準備金は、卒業後すぐに就職する予定の方のみ加算します。 ※ ⑤生活費加算は生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況の世帯の方のみ対象です。					
希望額 ①+②+③+④+⑤=		合計		1,680,000 円	
他の修学資金等の 貸付の有無 ※該当する ものに☑	<input checked="" type="checkbox"/> あり(申請中含む) <input type="checkbox"/> なし		卒業後の希望就職先 (施設の種別等)		
	※ <input checked="" type="checkbox"/> ありの場合 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(教育支援資金) <input checked="" type="checkbox"/> 日本学生支援機構 (貸与型 ・ 給付型) を (利用中 (申請中) 申請予定) <input type="checkbox"/> 授業料等減免制度 <input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金 <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> その他(名称)		(第一希望) デイサービスセンター (第二希望) 特別養護老人ホーム		

※裏面あり

申請者以外の 家族の状況 ※申請者と同一生計 の家族	氏名	年齢	続柄	勤務先／学校名等	前年の年収(税込)
	福祉 次郎	〇〇	父	株式会社〇〇 八戸支社	550万円
	福祉 協子	〇〇	母	有限会社●●	110万円
	福祉 良太	〇〇	弟	◇◇中学校	なし

連帯保証人①の 状況	(フリガナ) フクシ ジロウ		生年月日	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇〇 歳)		
	氏名 福祉 次郎		申請者からみた続柄	父		
	〒 ●●●● - ●●●●		八戸市△△町●丁目●-●			
			自宅電話	〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇		
			携帯電話	〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
	勤務先等	(名称)	株式会社〇〇 八戸支社			
(所在地)		八戸市△△町●丁目●-●				
(雇用形態)		電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇				
		<input checked="" type="radio"/> 正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他				
(職種)		営業	(年収)	550万 円		

連帯保証人②の 状況 ※連帯保証人①が 連帯して債務を負 担することが難しい 場合のみ	(フリガナ)		生年月日	年 月 日 (歳)		
	氏名		申請者からみた続柄			
	〒 -					
			自宅電話	()		
			携帯電話	()		
	勤務先等	(名称)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 連帯保証人①が1人で債務を負担することが難しいときは、 債務を負担できる連帯保証人をもう1人立てる必要があります。 その場合は連帯保証人②の欄も記入してください。 </div>			
				円		

添付書類 ※養成施設に提出す る前に☑してください	介護福祉士修学資金等貸付金 貸付申請書(様式①)	<input checked="" type="checkbox"/>
	申請者の世帯全員の住民票 (市町村役場から3か月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載の無いもの)	<input checked="" type="checkbox"/>
	連帯保証人の課税証明書(市町村役場から3か月以内に発行されたもの)	<input checked="" type="checkbox"/>
	給付型奨学金の証書の写し、又は授業料等減免額が記載された書類等の写し ※該当者(高等教育の修学支援新制度を利用する方)のみ	<input checked="" type="checkbox"/>
	離職証明等、離職状況が確認できる書類 ※該当者(入学時に45歳以上であり、離職して2年以内の中高年離職者の方)のみ	<input checked="" type="checkbox"/>

介護福祉士修学資金等貸付金 推薦状

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

養成施設等の所在地 〒 -

電話 ()

養成施設等の名称

養成施設等の長の職名及び氏名

印

担当部署・電話番号	電話番号 ()		
担当者役職		担当者氏名	(フリガナ)

下記の者は、介護福祉士修学資金等貸付金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

学科名	
在学期間	年 月 日～ 年 月 日(か月)
氏名	(フリガナ)
所見 (人物・成績・経済状況等)	※人物・成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士等として青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。
推薦理由	

様式②

介護福祉士修学資金等貸付金 推薦状

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

養成施設等の所在地 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

青森市中央■丁目〇〇-〇〇

電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

養成施設等の名称 青森福祉学院中央短期大学

養成施設等の長の職名及び氏名 学院長 青森 福三



担当部署・電話番号	学生課 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
担当者役職	事務員	担当者氏名	(フリガナ) アオモリ フクコ
			青森 福子

下記の者は、介護福祉士修学資金等貸付金の貸付を受ける者として適当であると認められるので推薦します。

学科名	介護福祉科
在学期間	令和〇年 〇月 〇日～令和〇年 〇月 〇日(24 か月)
氏名	(フリガナ) フクシ タロウ 福祉 太郎
所見 (人物・成績・経済状況等)	※人物・成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士等として青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">修学資金の貸付に推薦するにあたり、養成施設が把握している貸付申込者の人物、成績等についての所見を可能な範囲で記入してください。</div>
推薦理由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">介護福祉士・社会福祉士資格を取得し、青森県内で介護・福祉の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。</div>

介護福祉士修学資金等貸付金 借用書

印紙 割印

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

この日付は県社協で記入 ↓

年 月 日

貸付番号		養成施設名	
貸付種別		生年月日	年 月 日
フリガナ		郵便番号	〒 -
借受人氏名	(実印)	住所	
自宅電話	()	携帯電話	()

私は次のとおり修学資金の貸付を受けました。

つきましては、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、養成施設卒業後は介護福祉士等の資格を取得、青森県内において返還免除対象業務に従事することを誓約し、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い貸付金を返還します。

また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

借用期間	年 月 から	年 月 まで	か月
借用金額	円		
内 訳	修学資金	円 (月額	円 × か月)
	入学準備金	円 (入学時1回限り 200,000円以内)	
	国家試験受験対策費用	円 (1年度あたり	円 × 回)
	就職準備金	円 (就職時1回限り 200,000円以内)	
	生活費加算	円 (月額	円 × か月)

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

【連帯保証人①】

フリガナ		借受人から みた続柄	
連帯保証人氏名	(実印)		
住所	〒 -	連絡先 (☎)	()

【連帯保証人②】 ※連帯保証人が2人いる場合のみ、下記も記入

フリガナ		借受人から みた続柄	
連帯保証人氏名	(実印)		
住所	〒 -	連絡先 (☎)	()

様式③

介護福祉

借入金額に応じた収入印紙を購入し、貼り付けたうえで割印してください。
※収入印紙と県証紙を誤って購入、貼付しないように注意してください。



福祉

借受人が自分で記入してください。
(代筆不可)

日付は県社協で記入 ↓

月 日

貸付番号	K0000000	養成施設名	青森福祉学院短期大学
貸付種別	介護福祉士	生年月日	平成〇〇 年 〇 月 〇 日
フリガナ	フクシ タロウ	郵便番号	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
借受人氏名	福祉 太郎	住所	青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号
自宅電話	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	携帯電話	〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

私は次のとおり修 印鑑登録している実印で押印してください。

つきましては、青森県介護福祉士修子員金守員付事奉天施安祠等の滞りなく提出するほか、養成施設卒業後は介護福祉士等の資格を取得、象 契約内容に誤り等ないかどうか、の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従 必ず内容を確認してください。

借受人が現在居住している住所を記入してください。

また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

借用期間	令和〇 年 〇 月から 令和〇 年 〇 月まで 〇〇 か月	
借用金額	1,680,000 円	
内訳	修学資金	1,200,000 円 (月額 50,000 円 × 24 か月)
	入学準備金	200,000 円 (入学時1回限り 200,000円以内)
	国家試験受験対策費用	80,000 円 (1年度あたり 40,000 円 × 2 回)
	就職準備金	200,000 円 (就職時1回限り 200,000円以内)
	生活費加算	円 (月額 円 × か月)

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その

連帯保証人が自分で記入してください。
(代筆不可)

印鑑登録している実印で押印してください。

【連帯保証人①】

フリガナ	フクシ ジロウ	借受人から みた続柄	父
連帯保証人氏名	福祉 次郎		
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 八戸市△△町●丁目●-●	連絡先 (☎)	〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

【連帯保証人②】 ※連帯保証人が2人いる場合のみ

日中、連絡のつきやすい連絡先を記入してください。

フリガナ		借受人から みた続柄	
連帯保証人氏名	実印		
住所	〒 -	連絡先 (☎)	()

介護福祉士修学資金等貸付金 貸付契約の解除・休止届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人氏名

⑩

〒 -

住所

連絡先(☎) ()

下記の事項について、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

貸付種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退(契約解除)
届出内容 ※該当する番号に ○をつけてください	1 養成施設等の休学 2 養成施設等の停学 3 養成施設等の退学 4 養成施設等の留年 5 養成施設等の復学 6 転学・進路変更 7 その他(その事実を証明する書類を添付してください。)
届出理由	※具体的に記入してください。
休学・停学期間	年 月 日 ~ 年 月 日
届出事項の発生日	年 月 日

※届出理由1～6の場合は、養成施設等の長の証明を受けて、その証明書も提出してください。

※届出理由3、6の場合で、既に貸付金の交付(青森県社協からの貸付金を受け取った)後に、貸付辞退(契約解除)をする場合は、「返還計画書」を併せて提出してください。

介護福祉士修学資金等貸付金 貸付契約の解除・休止届

書類の提出年月日を記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県

借入書に印字されている貸付番号を記入してください。

貸付番号 K〇〇〇〇〇〇

借受人氏名 福祉 太郎

書類の提出年月日を記入してください。

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号

連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇 〇〇



押印してください。

届出内容が1、2、4、5の場合は「貸付停止」、または「貸付再開」に〇を付けてください。内容が3、6の場合は「貸付辞退（契約解除）」に〇を付けてください。

下記の届け出ます。

貸付種別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退(契約解除)
届出内容 ※該当する番号に〇をつけてください	<p>1 養成施設等の休学 2 養成施設等の停学 3 養成施設等の退学 4 養成施設等の留年 5 養成施設等の復学 6 転学・進路変更 7 その他(その事実を証明する書類を添付してください。)</p>
届出理由	<p>※具体的に記入してください。</p> <p>通学中に事故にあい、入院することになったため。</p>
休学・停学期間	令和〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇年 〇月 〇日 (予定)
届出事項の発生日	令和〇年 〇月 〇日

上記届出内容が発生した理由を詳細に記入してください。

期間があるものについては、その期間を記入してください。

休学や停学、留年や退学が決定した日付を記入してください。

※届出理由1～6の場合は、養成施設等の長の証明を受けて、その証明書も提出してください。

※届出理由3、6の場合で、既に貸付金の交付(青森県社協からの貸付金を受け取った)後に、貸付辞退(契約解除)をする場合は、「返還計画書」を併せて提出してください。

介護福祉士修学資金等貸付金 記載事項変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名

〒 -

住 所

連絡先(☎) ()

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出ます。

変更事項 (該当項目に☑)	借受人の	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
	連帯保証人の	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 勤務先
変更発生 年月日	年 月 日				
借受人 ※変更がある項目のみ記入	新			旧	
	(フリガナ) 氏名				
	住所	〒 -	〒 -		
	連絡先(☎)	()			()
	勤務先名称				
	勤務先所在地	〒 -	〒 -		
		電話番号 ()	電話番号 ()		
連帯保証人 ※変更がある項目のみ記入	(フリガナ) 氏名				
	住所	〒 -	〒 -		
	連絡先(☎)	()			()
	勤務先名称				
	勤務先所在地	〒 -	〒 -		
		電話番号 ()	電話番号 ()		
添付書類 ※該当箇所に☑してください。	借受人(連帯保証人)の住所変更		⇒	住民票	<input type="checkbox"/>
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更		⇒	戸籍謄本または抄本	<input type="checkbox"/>
	借受人の勤務先の変更		⇒	退職届及び業務従事届	<input type="checkbox"/>

介護福祉士修学資金等貸付金 記載事項変更届

書類の提出年月日を記入してください。 令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。 貸付番号 K〇〇〇〇〇〇

借受人 氏 名 福祉 太郎
〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 八戸市△△町●丁目●-●

変更がある項目すべてに☑を入れてください。

連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定に基

変更があった日にちを記入してください。
※転居日、婚姻日等

変更事項 (該当項目に☑)	借受人の <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務先		
	連帯保証人の <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務先		
変更発生 年 月 日	令和〇年 〇月 〇日		
変更がある項目すべて、新旧欄ともに 記入してください。	新	旧	
借受人 ※変更がある項目のみ記入	(フリガナ) 氏名		
	住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 八戸市△△町●丁目●-●	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号
	連絡先(☎)	()	()
	勤務先名称		
	勤務先所在地	〒 - 電話番号 ()	〒 - 電話番号 ()
連帯保証人 ※変更がある項目のみ記入	(フリガナ) 氏名		
	住所	〒 -	〒 -
	連絡先(☎)	()	()
	勤務先名称		
	勤務先所在地	〒 - 電話番号 ()	〒 - 電話番号 ()
添付書類 ※該当箇所に☑してください。	借受人(連帯保証人)の住所変更 ⇒ 住民票 <input checked="" type="checkbox"/>		
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更 ⇒ 戸籍抄本 <input type="checkbox"/>		
	借受人の勤務先の変更 ⇒ 退職届及び業務従事届 <input type="checkbox"/>		

今回、添付する書類に☑を入れてください。

介護福祉士修学資金等貸付金 業務従事届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 ー		自宅電話 () 携帯電話 ()
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	

返還免除対象業務に従事したので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先	従事先施設等の所在地及び電話番号	〒 ー		電話 ()
	団体・会社名			
	施設・事業所名			
	職種名			
	業務内容			
	勤務形態 ※該当するものに☑してください。	<input type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)		
在籍期間 (証明期間)	年 月 日 から	ア. 年 月 日まで		
		イ. 証明日現在、在籍中		
介護等の業務 従事日数	年間の従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、休職等で 従事しなかった日を除いた日数	<input type="checkbox"/> 以上 (見込含む) <input type="checkbox"/> 未満 (日)		
業務中断期間 ※該当箇所に☑ してください。	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし			
中断の理由				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

印

様式⑦

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

福祉士修学資金等貸付金 業務従事届

書類の提出年月日を記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	K〇〇〇〇〇〇	
現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号 自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇月 〇日

業務従事先に関する欄は全て就労先が記入してください。

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のと

業務従事先	従事先施設等の所在地及び電話番号	〒●●● - ●●●● 青森市■●大字■●字〇-〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	団体・会社名	社会福祉法人■●
	施設・事業所名	特別養護老人ホーム■●園
	職種名	介護職員

在籍期間の開始日は、団体・会社内で異動があった場合でも、異動先での就労開始日ではなくあくまでも所属団体・会社に入職した日付で記入してください。

雇用期間に定めのある場合は、ア.に満了予定日等を記入してください。入職直後や、雇用期間に定めのない場合、または書類記入時点で在籍している場合は、イ.に〇をしてください。

勤務形態	※該当するものに☑してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)	
在籍期間(証明期間)	令和〇年 〇月 〇日 から	ア. 年 月 日まで イ. 証明日現在、在籍中
介護等の業務従事日数	年間の従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (見込含む) <input type="checkbox"/> 未満 (日)
業務中断期間 ※該当箇所に☑してください。	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 ~ 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
中断の理由	産休、育休、病休等で業務に従事できなかった期間がある場合は「あり」に☑し、期間を記入してください。また「中断の理由」欄にその理由を記入してください。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

業務従事先の施設(所属団体)の長

の職及び氏名

特別養護老人ホーム■●園 園長 森 青子



所属団体・会社の長または従事先の施設・事業所等の長や管理者の職及び氏名を記入し、押印してください。

介護福祉士修学資金等貸付金 退職届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 -		
	自宅電話	()	
	携帯電話	()	
フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日

退職したので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により次のとおり届け出ます。

最終従事先	団体・会社名			
	施設・事業所名			
	所在地等	〒 -		
		電話	()	
	職種名			
	雇用形態 ※該当箇所に ☑してください。	年間の介護等業務従事日数が180日	<input type="checkbox"/> 以上	<input type="checkbox"/> 未満(日)
	入職年月日	年	月	日
	退職年月日	年	月	日
在籍期間中の 休職の有無 ※該当箇所に ☑してください。	<input type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間/休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし			
休職期間	※休職期間がある場合のみ記入してください。 年 月から 年 月まで(年 か月)		休職理由	
退職理由				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

※該当箇所に☑してください。

業務従事先の施設(所属団体)の長
の職及び氏名

印

様式⑧

介護福祉士修学資金等貸付金 退職届

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

令和〇 年 〇 月 〇 日

書類の提出年月日を記入してください。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	K〇〇〇〇〇〇		
現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号 自宅電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
氏名	福祉 太郎	平成〇〇 年 〇 月 〇 日	

最終従事先に関する欄は全て就労先が 修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により次のとおり届け出ます。記入してください。

団体・会社名	社会福祉法人■■■		
施設・事業所名	特別養護老人ホーム■■■園		
所在地等	〒〇〇〇- 〇〇〇〇 青森市■■■大字■■■字〇-〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		
職種名	介護職員		
最終従事先 雇用形態	特別養護等業務従事日数が180日 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満(日)		

入職年月日は団体・会社内で異動があった場合でも、異動先での就労開始日ではなく、あくまでも所属団体・会社に入職した日付で記入してください。

入職年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日		
退職年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日		
在籍期間中の 休職の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間/休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし		

自己都合、雇用期間満了、解雇等の退職理由を記入してください。

休職期間	令和〇年 〇 月から 令和〇年 〇 月まで(年 3 か月)	休職理由	骨折し、入院と自宅療養が必要だったため。
------	-----------------------------------	------	----------------------

退職理由 自己都合による退職

産休、育休、病休等で業務に従事できなかった期間がある場合は「あり」に☑し、「休職期間」に期間を記入してください。また「休職理由」欄にその理由を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇 年 〇 月 〇 日

業務従事先の施設(所属団体)の長

業務従事先の団体・会社の長または従事先の施設・事業所等の長や管理者の職及び氏名を記入し、押印してください。

特別養護老人ホーム■■■園 園長 森 青子



様式⑨

介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 ー		
フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日

貸付金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

資格登録年月日	年 月 日		
借用期間 ※在学中に貸付制度を利用した期間	年 月 から	借入金額 ①	円
	年 月 まで (年 か月)	返還済額 ②	円
返還猶予を 求める期間	年 月 から	返還免除済額 ③	円
	年 月 まで (年 か月)	返還猶予申請額 ①-②-③	円
申請理由	※該当する項目に☑してください。 <input type="checkbox"/> 青森県内で返還免除対象業務に従事 <input type="checkbox"/> 契約解除後も在学している <input type="checkbox"/> 卒業後、他種の養成施設等に進学した <input type="checkbox"/> 心身の故障により療養中 <input type="checkbox"/> 被災した <input type="checkbox"/> 産前産後休業または育児休業 <input type="checkbox"/> その他()		
申請理由発生年月日	年 月 日		
卒業後の状況	期 間		就業先又は進学先名称
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
添付書類	返還免除対象業務に従事 ⇒ 業務従事届(様式⑦) <input type="checkbox"/>		
提出前に☐に ☑してください。	被災 ⇒ 被災証明書(コピーでも可) <input type="checkbox"/>		
	心身の故障による療養 ⇒ 医師の診断書(コピーでも可) <input type="checkbox"/>		
	産休・育休またはその他 ⇒ 内容を証明できる書類(産休・育休証明等) <input type="checkbox"/>		

様式⑨

介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務履行猶予申請書

令和〇年 〇月 〇日

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

書類の提出年月日を記入してください。

社会福祉法人青森県社 福祉協議会会長 殿

貸付番号	K〇〇〇〇〇〇		
現住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号		
	自宅電話	〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇	
	携帯電話	〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇月 〇日	

介護福祉士、または社会福祉士の資格登録日を記入してください。

返還債務の履行の猶予を受けたより、次のとおり申請します。

※まだ資格登録をしていない場合の記入は不要です。

等貸付事業実施要綱等の規定に

「借入金額①」は、借用書に記載された借入金額を記入してください。

資格登録年月日	令和〇年 〇月 〇日		
借用期間 ※在学中に貸付制度を利用した期間	令和〇年 〇月 から	借入金額 ①	1,680,000 円
	令和〇年 〇月 まで (〇年 〇か月)	返還済額 ②	0 円
返還猶予を 求める期間	令和〇年 〇月 から	返還免除済額 ③	0 円
	令和〇年 〇月 まで (〇年 〇か月)	返還猶予申請額 ①-②-③	1,680,000 円

※該当する項目に☑してください。

申請理由

- 青森県内で返還免除対象業務に従事
- 卒業後、他種の養成施設等に進学した
- 被災した
- 産前産後休業または育児休業
- その他()

「返還済額②」は、借入金額のうち返還した金額がある場合のみ、その金額を記入してください。
「返還免除済額③」は、借入金額のうち一部免除になった金額がある場合のみ、その金額を記入してください。

申請理由発生 月日

令和〇年 〇月 〇日

卒業以降の業務従事状況を記入してください。
なお、申請時点で在籍している就業先については、在籍中に○を付けてください。
※在学中の場合、状況欄の記入は不要です。

卒業後の状

	期 間		
	令和〇年 〇月 から	〇年 〇	特別養護老人ホーム■■園
	令和〇年 〇月 まで・在籍中		
	令和〇年 〇月 から	年 〇か月	グループホーム◎◎
	・ 在籍中		

下記申請理由により、免除対象業務に従事できない期間や他種養成施設での在学予定期間を記入してください。
なお、青森県内で返還免除対象業務に従事した場合は、就労開始月から免除予定時期までの期間を記入してください。

添付してください。

介護福祉士修学資金等貸付金 連帯保証人変更願

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人氏名

(印)

連帯保証人の変更をしたいので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

現在の 連帯保証人	(フリガナ)	借受人から みた続柄	
変更後の 連帯保証人	(フリガナ)	借受人から みた続柄	
変更の理由			

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男 女	年 月 日 (歳)
現住所	〒 -		
		自宅電話	()
		携帯電話	()
勤務先等	(名称)		
	(所在地) 〒 -		
		電話番号	()
	(雇用形態)		
	正規職員 ・ 非正規職員 (契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・ 自営業 ・ その他		
	(職種)	年収	約 円
私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、介護福祉士修学資金等貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。 また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。			
連帯保証人			(実印)

※新たに連帯保証人となる方の、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

介護福祉士修学資金等貸付金 連帯保証人変更願

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉 書類の提出年月日を記入してください。

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

貸付番号 K〇〇〇〇〇〇〇
借受人氏名 福祉 太郎



連帯保証人の変更をしたいので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人	(フリガナ) フクシ ジロウ 福祉 次郎	借受人から みた続柄	父
	(フリガナ) フクシ ツトム 福祉 努	借受人から みた続柄	兄
変更の理由	父が退職し、連帯して債務を負担できなくなったため。		

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	フクシ ツトム	性別	生年月日
氏名	福祉 努	男 女	平成〇年 〇月 〇日(〇〇歳)
現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 弘前市△△●丁目●一● 自宅電話 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇)〇〇〇〇		
勤務先等	(名称) 社会福祉法人〇〇〇 □□こども園		
	(所在地) 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森県弘前市□□●丁目●一● 電話番号 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇		
	(雇用形態) 正規職員 ・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他		
	(職種) 保育士	年収	約 350万 円
私(新連帯)借受人と連帯保証人として、記入した個人情報を本事業に利用することに同意します。	新連帯保証人が自分で記入してください。(代筆不可)		
	連帯保証人		福祉 努 福祉

※新たに連帯保証人となる方の、市町村課税証明書と印鑑登録簿を提出してください。

実印で押印してください。

介護福祉士修学資金等貸付金 借受人死亡届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

届出者氏名 (印)

住所 〒 _____

連絡先(☎) (_____)

借受人からみた続柄 連帯保証人 親族

借受人が死亡したため、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	
借受人氏名	
借受人住所	〒 _____
死亡年月日	年 月 日
死亡理由 ※該当するものに ☑してください	<input type="checkbox"/> 業務上の事由(労災)による死亡 <input type="checkbox"/> 左記以外の事由による死亡
貸付金額	円

※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

様式⑪

介護福祉士修学資金等貸付金 借受人死亡届

書類の提出年月日を記入してください。

令和〇 年 〇 月 〇 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

届出者氏 名 福祉 次郎



住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
弘前市△△●丁目●-●

連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

借受人からみた続柄 連帯保証人 親族

借受人が死亡したため、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	フクシ タロウ
借受人氏名	福祉 太郎
借受人住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号
死亡年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日
死亡理由 ※該当するものに ☑してください	<input type="checkbox"/> 業務上の事由(労災)による死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の事由による死亡
貸付金額	1,680,000 円

※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

様式⑫

介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 ー		自宅電話 () 携帯電話 ()
フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日

返還の債務の免除を受けたいので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

資格登録年月日	年 月 日		
借用期間 ※在学中に貸付制度を利用した期間	年 月 から	借入金額 ①	円
	年 月 まで (年 か月)	返還済額 ②	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から	返還免除済額 ③	円
	年 月 まで (年 か月)	返還免除申請額 ①-②-③	円
申請理由※ (該当番号に○)	1 介護福祉士等の業務に従事 (1年・2年・3年・4年・5年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()		
資格取得後の 状況	就業期間		就業先の名称
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
添付書類 提出前に□に☑ してください。	介護福祉士等の業務に従事 ⇒ 業務従事届(様式⑦)		<input type="checkbox"/>
	死亡 ⇒ 死亡届(様式⑩)及び死亡診断書		<input type="checkbox"/>
	心身の故障 ⇒ 医師の診断書		<input type="checkbox"/>
	その他 ⇒ 内容を証明できる書類		<input type="checkbox"/>

様式⑫

介護福祉士修学資金等貸付金 返還債務免除申請書

書類の提出年月日を記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

社会 借用書に印字されている貸付番号を記入してください。 長 殿

貸付番号	K〇〇〇〇〇〇		
現住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号 自宅電話 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇月 〇日	

返還の債務の免除を受けたいので、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり申請します。

「借入金額①」は、借用書に記載された借入金額を記入してください。

資格登録年月日	令和〇年 〇月 〇日		
借用期間 ※在学中に貸付制度を利用した期間	令和〇年 〇月 から	借入金額 ①	1,680,000 円
	令和〇年 〇月 まで (年 か月)	返還済額 ②	0 円
返還猶予を受けた期間	年 月 から	返還免除済額 ③	0 円
	年 月 まで (年 か月)	返還免除申請額 ①-②-③	1,680,000 円
申請理由※ (該当番号に○)	① 介護福祉士等の業務に従事 (1年・2年・ 3年 ・4年・5年・その他) 2 死亡 3 心身の故障 4 その他()		
資格取得後の状況	就業期間		
	令和〇年 〇月 から 令和〇年 〇月 まで・在籍中	〇	グループホーム◎◎
	令和〇年 〇月 から 年 月 まで・ 在籍中	年 〇か月	
年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月		
添付書類 提出前に□に☑	介護福祉士等の業務に従事 → 業務従事届(様式⑦)		<input checked="" type="checkbox"/>
	死亡 → 死亡届(様式⑪)及び死亡診断書		<input type="checkbox"/>
	心身の故障 → 医師の診断書		<input type="checkbox"/>
	内容を証明できる書類		<input type="checkbox"/>

「返還済額②」は、借入金額のうち返還した金額がある場合のみ、その金額を記入してください。
「返還免除済額③」は、借入金額のうち一部免除になった金額がある場合のみ、その金額を記入してください。

資格取得以降の業務従事状況を記入してください。なお、申請時点で在籍している就業先については、在籍中に○を付けてください。

介護福祉士等修学資金貸付金 返還計画書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名 (印)
 住 所 〒 -

連絡先(☎) ()

連帯保証人① 氏 名 (印)
 住 所 〒 -

連絡先(☎) ()

連帯保証人② 氏 名 (印)
 ※連帯保証人が2名 住 所 〒 -
 いる場合のみ記入

連絡先(☎) ()

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等に基づき、貸付金を次により返還します。

借用期間	年 月から 年 月まで(か月)
契約金額	円
実借入額	円
返還免除額	円
返還総額	円
返還方法 ※どちらか選択し☑してください	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで (か月)
返還理由	<p>※該当する番号に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付契約の解除(貸付の辞退・退学・進路変更等)のため 2. 介護・福祉以外の業務に従事することになったため 3. 県外で就労することになったため 4. 介護福祉士(社会福祉士)の資格を登録しなかったため 5. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため 6. その他理由()

介護福祉士等修学資金貸付金 返還計画書

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉...
書類の提出年月日を記入してください。

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

貸付番号 K〇〇〇〇〇〇

借受人 氏名 福祉 太郎
住所 〒〇〇〇- 〇〇〇〇
青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号



連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

連帯保証人① 氏名 福祉 次郎
住所 〒〇〇〇- 〇〇〇〇
弘前市△△●丁目●-●



連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

連帯保証人② 氏名 _____ (印)
住所 〒 _____
※連帯保証人が2名住
いる場合のみ記入

連絡先(☎) ()

借用書に記載された借用金額を記入してください。

...修学資金等貸付事業実施要綱等に基づき、貸付金を次により返還します。

借用期間	令和〇年 〇月から 令和〇年 〇月まで(〇 か月)
貸付金額	1,680,000 円
返還免除額	0 円
返還総額	1,680,000 円
返還方法 ※どちらか選択し☑してください	☑ 月賦 □ 半年賦
返還期間	令和〇年 〇月 〇日 から 令和〇年 〇月 〇日まで (〇 か月)
返還理由	<p>※該当する番号に○をつけてください。</p> <p>1. 貸付契約の解除(貸付の辞退、退学、進路変更等)のため 2. 介護・福祉以外の業務に従事することになった 3. 県外で就労することになった 4. 介護福祉士(社会福祉士)業務外 5. 業務外の事由により死亡、 6. その他理由()</p> <p>返還は、返還理由が生じた月の翌月から開始されます。 そして借用期間の2倍月数が返還期間となります。 (例) 借用期間24か月。令和6年1月に県外へ転居のため返還。 返還期間：令和6年2月1日から令和10年1月31日まで (48か月)</p>

介護福祉士修学資金等貸付金 返還方法変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人氏名 (印)
住所 〒 -

連絡先(☎) ()

連帯保証人①氏名 (印)
住所 〒 -

連絡先(☎) ()

連帯保証人②氏名 (印)
住所 〒 -

※連帯保証人が2名
いる場合のみ記入

連絡先(☎) ()

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額)	円(下記①から②及び③を差し引いた金額)		
	内訳	貸付総額 ①	円
		返還免除額 ②	円
		返還済額 ③	円
変更理由			
変更内容	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	年 月 から	年 月 から
		年 月 まで	年 月 まで

介護福祉士修学資金等貸付金 返還方法変更届

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

書類の提出年月日を記入してください。

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

貸付番号 K〇〇〇〇〇〇

借受人氏名 福祉 太郎
住所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇



青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号

連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇

連帯保証人①氏名 福祉 次郎

住所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇



弘前市△△●丁目●-●

連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇

連帯保証人②氏名

住所 〒 -



※連帯保証人が2名
いる場合のみ記入

連絡先(☎) ()

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額)	1, 000, 000 円(下記①から②及び③を差し引いた金額)		
	内訳	貸付総額 ①	1, 680, 000 円
		返還免除額 ②	0 円
		返還済額 ③	680, 000 円
変更理由	再就職先で〇月にボーナスが支払われる予定なので、その時にまとめて返還する。		
変更内容	変更前	変更後	
	返還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input checked="" type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	令和〇年 〇月 から 令和〇年 〇月 まで	令和〇年 〇月 から 令和〇年 〇月 まで

介護福祉士修学資金等貸付金 受験予定申出書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人氏名

住所 〒

連絡先(☎) ()

私は、下記の理由により次回の(介護福祉士・社会福祉士)試験を受ける予定であることを申し出ます。

また、次回の国家試験を合格し、資格を取得する意思があることから、資格の登録時まで、私の返還の債務の履行を猶予していただくようお願いします。

1. 受験予定試験

(1) 予定時期 年 月実施予定

(2) 試験内容 第 回(介護福祉士・社会福祉士)国家試験

2. 受験理由

前回の第 回(介護福祉士・社会福祉士)国家試験を

受験したが不合格だったため ※該当する方に

下記の理由により受験できなかったため

※受験できなかった理由を具体的に記入

3. 経過措置による資格登録について

登録を行った

※介護福祉士のみ

登録を行っていない

介護福祉士修学資金等貸付金 受験予定申出書

書類の提出年月日を記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

貸付番号 K〇〇〇〇〇〇

借受人氏名 福祉 太郎

住所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

青森市◇◇町〇丁目〇-〇
◇◇荘〇号

連絡先(☎) 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

私は、下記の理由により次回の(**介護福祉士** ・ 社会福祉士)試験を受ける予定で

ます。

次回、受験する予定の試験の開催時期・第何回の試験なのかを記入してください。

資格を取得する意思があることから、資格の登録時までしていただくようお願いします。

1. 受験予定試験

今回受験できなかった試験、または不合格だった試験が第何回の試験なのか、また受験できなかった場合は、詳細な理由を記入してください。

令和〇年 〇月実施予定

第 〇〇 回 (**介護福祉士** ・ 社会福祉士) 国家試験

2. 受験理由

前回の第 〇〇 回 (**介護福祉士** ・ 社会福祉士) 国家試験を

受験したが不合格だったため ※該当する方に

下記の理由により受験できなかったため

※受験できなかった理由を具体的に記入

試験当日に熱が出てしまい、受験できなかったため。

上記理由により介護福祉士試験を受験できなかった、または受験したが不合格だった場合は、必ず所定の手続きを行い、経過措置による資格登録を行ったうえで、下記にを入れてください。

※社会福祉士の場合は記入不要です。

3. 経過措置による資格登録について

登録を行った

※介護福祉士のみ

登録を行っていない

介護福祉士修学資金等貸付金 現況報告書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 ー		
		自宅電話 ()	
		携帯電話 ()	
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	

養成施設卒業後の状況について、返還免除対象業務に従事する意思があるので青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり報告します。

卒業養成施設名		卒業年月日	年 月 日
資格登録年月日	年 月 日		
返還猶予を 求める期間	年 月 から 年 月 まで(年 か月)		
申請理由	※該当する番号に○をつけてください。 1. 資格登録したが、現在は就職活動中であり、養成施設を卒業した日から1年以内に返還免除対象業務に従事予定である 2. 資格登録したが、返還免除対象業務以外の職種に採用された。しかし、養成施設を卒業した日から2年以内に返還免除対象業務に従事予定である		
具体的な内容	1. を選択	第一希望	希望就職先(施設の種別等)
		第二希望	
※上記で選択した 番号に応じた箇所 を記入してください	2. を選択	勤務先等	(名称)
			(所在地)
			電話番号 ()
		(職種)	雇用形態 常勤 ・ 非常勤

※申請内容により、証明書の提出を求めることがあります。

介護福祉士修学資金等貸付金 現況報告書

書類の提出年月日を記入してください。

令和〇年 〇月 〇日

借用書に印字されている貸付番号を記入してください。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	K〇〇〇〇〇〇		
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 青森市◇◇町〇丁目〇-〇 ◇◇荘〇号		自宅電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
氏名	福祉 太郎	平成〇〇年 〇月 〇日	

養成施設卒業後の状況について、返還免除対象業務に従事する意思があるので青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱等の規定により、次のとおり報告します。

卒業養成施設名	福祉学院短期大学	卒業年月日	令和〇年 〇月 〇日	
資格登録年月日	令和〇年 〇月 〇日			
返還猶予を 求める期間	令和〇年 〇月 から 令和〇年 〇月 まで(〇年 か月)			
申請理由	※該当する番号に○をつけてください。 ①. 資格登録したが、現在は就職活動中であり、養成施設を卒業した日から1年以内に返還免除対象業務に従事予定である ②. 資格登録したが、返還免除対象業務以外の職種に採用された。しかし、養成施設を卒業した日から2年以内に返還免除対象業務に従事予定である			
具体的な内容 ※上記で選択した番号に応じた箇所を記入してください	1. を選択	希望就職先(施設の種別等)		
		第一希望	デイサービスセンター	
		第二希望	特別養護老人ホーム	
	2. を選択	勤務先等	(名称)	
		(所在地)		
		電話番号 ()		
		(職種)	雇用形態	常勤 ・ 非常勤

※申請内容により、証明書の提出を求められることがあります。

**介護福祉士修学資金等貸付金
貸付申込者に係る自立助長の効果に関する意見書**

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

福祉事務所名

所長名

印

貴会より照会のあった下記の介護福祉士修学資金等貸付事業貸付申込者について、青森県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領の規定により、下記のとおり意見を提出します。

記

1 貸付の実施による世帯の自立支援の効果について

--

2 貸し付けの可否 可 ・ 否 ※該当する方に○

3 担当者所属・氏名

所属		氏名	
----	--	----	--

【貸付申込の概要】

申込者	氏名		生年 月日		
	住所				
	養成 施設				
連帯 保証人	氏名		生年 月日		
貸付 期間				種別	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士
貸付 希望額	修学資金	円	(月額50,000円以内× か月)		
	入学準備金	円	(入学時1回限り 200,000円以内)		
	国家試験受験対策費用	円	(1年度に40,000円以内× 回)		
	就職準備金	円	(就職時1回限り 200,000円以内)		
	生活費加算	円	(月額 円以内× 回)		

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

第1条 目的

この制度は、次の1から5までに掲げる事業（以下「本事業」という）を実施し、青森県の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）（以下「基金実施要綱」という）の別紙1（以下「福祉系高校修学資金貸付実施要綱」という）における、法第40条第2項第4号の規定に基づき法学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下「再就職準備金」という）を貸し付ける事業

5 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という）を貸し付ける事業

第2条 実施主体

本事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行う。

第3条 介護福祉士修学資金貸付事業

第1条の1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者とする。
ただし、3の(3)の国家試験受験対策費用及び3の(4)の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の(1)及び(2)に定める者に限る。
 - (1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者
介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者
 - (2) 生活費加算の貸付対象者
貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者
- 2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の(1)から(4)に定める額を、加算することができるものとする。
 - (1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内
 - (2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000円以内
 - (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
 - (4) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額(第1類)に相当する額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする)

第4条 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

第1条の2の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額、貸付回数及び貸付方法は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第9条に掲げる事項に該当する者(同要綱第10条により読み替えの適用となる者を含む)とする。
- 2 貸付額は、青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第3条の3により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。
- 4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、福祉系高校修学資金として貸し付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えによる処理を行い、県社協内の会計処理で完結する。

第5条 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

第1条の3の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とする。
- 2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は200,000円以内とする。

第6条 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

第1条の4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、次の（1）から（4）までの基準の全てを満たす者とする。
 - （1）即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう）を含む）
 - （2）（1）に掲げる者において、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ）の業務である者（以下「介護職員等」という）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
 - （3）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者
 - （4）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、青森県福祉人材センター又は弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクのいずれかに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、県社協が定める様式による再就職準備金利用計画書を提出した者
- 2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が県社協に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第7条 社会福祉士修学資金貸付事業

第1条の5の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は社会福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、3の（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者に限る。
- 2 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 3 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加

算することができるものとする。

- (1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内
- (2) 就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内
- (3) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）に相当する額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする）

第8条 貸付方法及び利子

- 1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。
なお、第1条の2の事業の貸付方法は第4条の規定によるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第9条 保証人

- 1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。
- 2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第10条 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 県社協会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 県社協会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする（第1条の1又は5の事業に限る）。

第11条 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

また、1の（1）（5において準用する場合を含む）、2の（1）及び3の（1）の要件については、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、県社協会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

- （１）介護福祉士養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、青森県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象期間」という）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、青森県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができる。

また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- （２）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

- （１）青森県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（青森県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第7条に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

- （２）充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するに至ったとき。

- （１）実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、青

森県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

(1) 第6条の1の(3)の介護職員等として就労した日から、青森県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 社会福祉士修学資金貸付事業

1を準用する。

第12条 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

1 貸付契約が解除されたとき。

2 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は青森県内において第11条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。

3 青森県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第13条 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

る。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 青森県内において第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第14条 返還の債務の裁量免除

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- 3 青森県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第11条の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

第15条 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

第16条 その他必要となる事項

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、青森県との調整のうえ、県社協会長が別に定めることとする。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

なお、この要綱の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱は廃止するが、令和4年3月31日までに社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱に基づき貸付決定を行った者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和5年11月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

青森県介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領

1 目的

本要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が介護福祉士修学資金等貸付事業を実施するにあたり、事務処理その他必要な事項を定め、当該事業の円滑な運営に資するものとする。

2 用語の定義

本要領においては、以下のとおり用語を定義する。

- (1) 実施要綱：「青森県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」をいう。
- (2) 貸付事業：実施要綱第1条の1から5までに掲げる事業をいう。
- (3) 介護福祉士修学資金貸付事業：実施要綱第1条の1の事業をいう。
- (4) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業：実施要綱第1条の2の事業をいう。
- (5) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業：実施要綱第1条の3の事業をいう。
- (6) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業：実施要綱第1条の4の事業をいう。
- (7) 社会福祉士修学資金貸付事業：実施要綱第1条の5の事業をいう。

3 介護福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第3条関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次の①及び②の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものである。

① 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 青森県に住民登録をしている者であって、卒業後に青森県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ）において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 青森県内の介護福祉士養成施設（実施要綱第1条の1に規定する介護福祉士養成施設をいう）の学生であって、卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

ウ 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、介護福祉士養成施設を卒業後に青森県内において実施要綱第11条の1の（1）に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協が認めた者

② 次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定について

① 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとする。

② 実施要綱第11条の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認するものとする。

(3) 貸付期間について

実施要綱第3条の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができる。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3条の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む）に充当するものであり、実施要綱第3条の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けることができる。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3条の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものとする。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3条の3の(4)の生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

① 生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は実施要綱第3条の1の但し書きにおいて、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている者を対象とする。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免

エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

② 生活費加算の貸付対象者の選定

生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 県社協会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴く。

イ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認する。

ウ 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認する。

i 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに介護福祉士養成施設に就学しようとする者

ii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、i以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

③ 自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、県社協会長は、福祉事務所や介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めるものとする。

ア 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

イ 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

④ 生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）に相当する額とし、貸付け後の加齢や転居等により区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（実施要綱第4条関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は青森県福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第9条に該当し、青森県内において、実施要綱第11条の2の(1)に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

(2) 貸付額について

青森県福祉系高校修学資金貸付実施要綱の第3条の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とすること。

(3) 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、実施要綱第4条の4に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、県社協内の会計処理で完結する。

5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（実施要綱第5条関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施する。

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、3の(1)の①を準用する。

(2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては青森県内の介護施設・事業所から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

(3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第5条の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第6条関係）

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、青森県に住民登録をしている者又は青森県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、実施要綱第6条の1に定める基準を満たす者とする。

(2) 貸付額について

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第6条の

1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第6条の1の(4)の再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、県社協会長が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

7 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第7条関係）

3の(1)から(4)まで及び(6)の内容を準用する。

8 貸付金の交付方法について（実施要綱第8条関係）

貸付金の交付は、分割、月決め又は一括の方法によるものとする。

9 貸付契約の解除について（実施要綱第10条関係）

実施要綱第10条の1の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたとき」は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

10 返還の債務の当然免除について（実施要綱第11条関係）

- (1) 実施要綱第11条の適用に当たっては、貸し付けを受けた者の就労状況を定期的に把握した上で適切に行うものとする。
- (2) 実施要綱第11条の1の(1)の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (3) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第11条の1の「別添1の職種若しくは別添2の職種又は当該施設の長」（以下「別添1の職種等」という）として従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に別添1の職種等

以外の職種に採用された者については、県社協会長が本人の申請に基づき別添1の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第11条の1（実施要綱第11条の5において準用する場合を含む。以下、10において同じ。）、「第11条の3及び第12条の2の「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。

- (4) 実施要綱第11条の1、第12条及び第13条の1の(2)の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設とする。
- (5) 実施要綱第11条の1、第12条及び第13条の2の(2)の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の実施要綱第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。
- (6) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る）であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、実施要綱第11条の3、第11条の5において準用する第11条の1及び第12条の2に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- (7) 実施要綱第11条の1に規定する返還免除対象期間、実施要綱第11条の2の「3年」、第11条の3及び4の「2年」の計算については、次の①から③までに掲げる方法とする。
- ① 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
 - ② 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上、
 - ③ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上、

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

11 返還について（実施要綱第12条関係）

返還の適用に当たっては、当該事業が実施要綱第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、実施要綱第11条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。

12 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第14条関係）

(1) 実施要綱第14条の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、実施要綱第14条の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第11条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、実施要綱第11条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

(2) 裁量免除の額は、青森県内において、実施要綱第11条に規定する業務に従事した期間（10（7）と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は10（7）と同様であり、1年を180日として換算する。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

なお、この要領の施行に伴い、社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業事務取扱要領は廃止するが、令和4年3月31日までに社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付事業事務取扱要領に基づき貸付決定を行った者に係る取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

社会福祉法人等が経営、運営する
福祉施設・事業の賠償・傷害事故と、
法人の経営にともなうリスクを
幅広く補償します。



しせつの損害補償

「しせつの損害補償」に新たな加入方式「法人包括プラン」ができました。従来の「しせつの損害補償（施設単位加入）」と「法人包括プラン（法人包括加入）」のいずれかを選択・加入できます。

法人包括プラン NEW

「法人包括プラン」は、福祉施設・事業を経営・運営する社会福祉法人が加入対象です。（社会福祉協議会を除く）

第1種
社会福祉事業

第2種
社会福祉事業

全ての
施設・事業を
自動補償

収益事業

公益事業

ポイント1

安心

福祉施設（事業）の明細要らずで、全ての福祉施設・事業を賠償事故からまとめて補償

ポイント2

便利

期中で新たに始めた福祉施設（事業）も手続き不要で自動補償

ポイント3

簡単

契約時は全ての入所型・通所型施設の合計定員数の申告のみ（保育所は別途加入）

しせつの損害補償 （従来の加入方式）

従来のしせつの損害補償は、社会福祉法人、社会福祉協議会、公立福祉施設（自治体）、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人が加入対象です。

「法人包括プラン」・「しせつの損害補償（従来の加入方式）」ともプラン1～4は、共通内容です。

プラン1 施設業務の補償

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償

見積作成・加入手続きは簡単便利なインターネットから!!

PCからの場合は、[ふくしの保険](#)

<https://www.fukushihoken.co.jp/> よりアクセス!!



スマートフォンやタブレットの場合はこちらの二次元コードよりホームページにアクセスしてください。



● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉
〈保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

<引受幹事> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

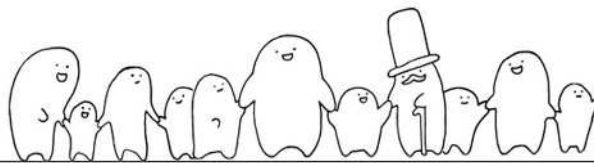
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



貸付番号	
貸付期間	年 月から 年 月まで (か月)

※貸付番号や貸付期間は、今後の書類の提出の際に必要となります。

借用書から転記して記入の上、手元に保管してください。



【お問い合わせ先】

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 総務課

電話：017-723-1391 FAX：017-723-1394

ホームページ：福祉ネットあおもり <http://aosyakyu.or.jp/>

